



もう紙は不要！スマホで見せるだけでOK！



はだのっ子応援券の運用が変わります！

1 はだのっ子応援券とは

公共施設において、子どもたちの育成活動を支援するとともに、施設利用の促進を通じた公共の福祉の増進を図ることを目的として、交付しています。



2 もっと便利になるための4つのポイント

Point1

応援券の媒体が「紙チケット」から「**デジタル証明**」になります。

Point2

交付手続きが「毎回」から「**不要**」になります。

Point3

換算率が「2回に1回50%減額」から「**毎回25%減額**」になります。

Point4

利用区分を廃止し、対象施設なら「**どこでも利用可能**」になります。



これまでの2回に1回の利用時に50%の減額を受けるための紙チケットの交付手続や対象施設内の利用区分などを見直し、より一層利用しやすい制度へと生まれ変わります。

なお、見直し後は、登録団体を「中学生以下の子どもたちの活動に資する団体」とみなし、活動実績の都度の確認なく御利用いただけるようになります。

💡 スマートフォン等の電子機器をお持ちでない場合は、デジタル証明を紙に印刷して御利用いただくことができます。

3 対象施設 ※各施設、専用利用(施設を予約して使用するとき)に限ります。

- | | | | |
|--------------|----------|----------------------------|----------------------|
| ・ 公民館 | ・ ほうらい会館 | ・ 文化会館(楽屋等を除く) | ・ 宮永岳彦記念美術館(市民ギャラリー) |
| ・ 図書館(視聴覚室) | | ・ 総合体育館 | ・ カルチャーパーク |
| ・ おおね公園 | | ・ 庭球場(カルチャーパーク、おおね公園、立野緑地) | |
| ・ サンライフ鶴巻 | | ・ 中野健康センター | ・ 広畑ふれあいプラザ |
| ・ 末広ふれあいセンター | | ・ 保健福祉センター | ・ 里山ふれあいセンター |

4 開始時期

令和8年10月1日の施設使用料支払分から

施設予約システムに登録されている事務担当者へ、令和8年9月中旬を目途に送付する予定です。つきましては、大変お手数をおかけいたしますが、**メールアドレスを登録するため、右記QRコードを読み取り、令和8年9月11日(金)までにメールにて御連絡ください。**

💡 令和8年9月30日までに発行された紙の応援券は、記載の有効期限まで従来どおり(50%減額)御利用いただけます。(デジタル証明との併用はできません。)

